

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」の公開草案について、移転価格税制の観点から下記の点について検討が必要だと思います。

1．移転価格税制の適用による追徴課税が発生する見込みが高いが、金額を合理的に算定できない場合の開示方法

移転価格文書の不整備により推定課税を受けることは通知されており、かつ過去の海外子会社との取引額等から追徴税額が多額になることは容易に予測できるが、具体的な金額までは見積もることができない場合、偶発債務としての注記が必要ではないでしょうか。

2．追徴税額を合理的に見積もることができる場合の表示科目

移転価格税制の適用による追徴課税が発生する可能性が高く、金額を合理的に見積もることができる場合、当該追徴税額を損益に計上することについて異論はありませんが、表示科目については検討が必要ではないでしょうか。

更正通知を受け取っている場合や相互協議の合意があった場合は、確定的事象が発生していますので、損益計算書上は税引前利益の後に「過年度法人税等」で表示し、貸借対照表上は「未払法人税等」とすることで問題ないと思います。

ですがそこまでは至っておらず、会社の自主判断で計上する場合は事実上の引当金と考えられますので、特別損失項目としての計上や「移転価格引当金」などの科目の使用も検討の余地があるのではないのでしょうか。

以上

2016年11月27日
押方移転価格会計事務所
公認会計士・税理士 押方新一